

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年6月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第20号

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

別表第1備考1及び別表第8備考1中「教育又は保育のあった日の属する年度の前年度の3月31日において年齢が3歳である児童」を「満3歳以上の小学校就学前子どものうち、満4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの」に改め、「同日において」を削り、「小学校就学前子ども」の右に「のうち、3歳児以外のもの」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)